

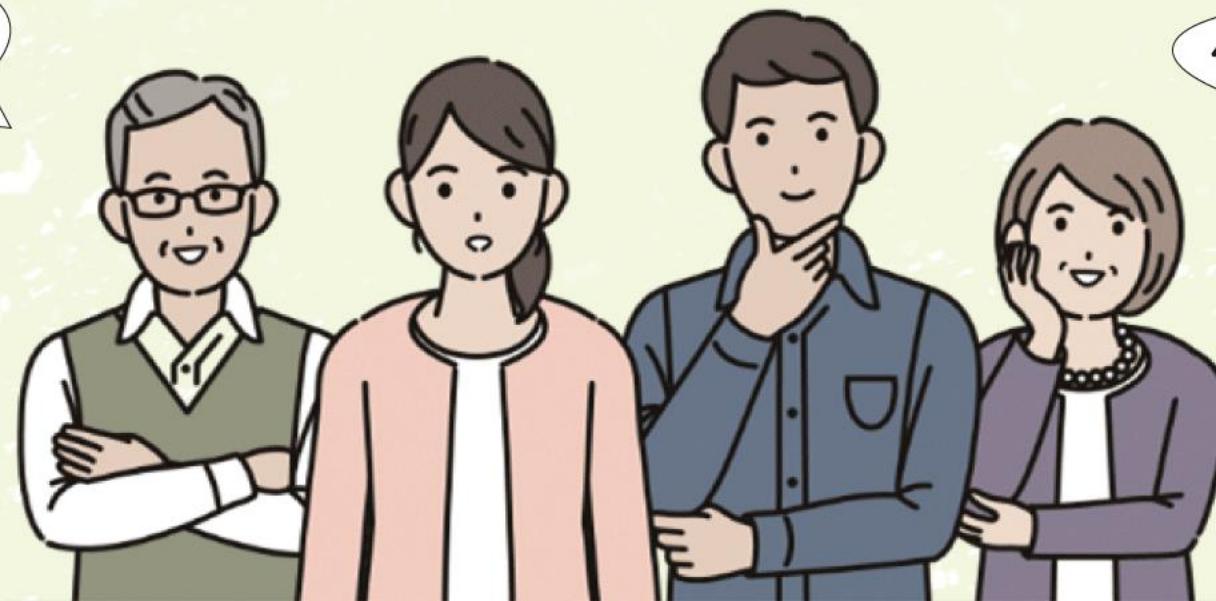
主催  
武蔵野市議会

# もっと知りたい! 議会のこと

## 市民と議会の意見交換会

議会って  
どんなところ?

何をしているの?





# 市民と議会の意見交換会とは？

## 【目的】

議会改革の検討状況等について、これまでの取組を報告し、市民の皆さんと意見交換を行い、さらに進めるために開催します。

## 武蔵野市議会基本条例 (市民との意見交換)

第9条 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策の立案及び提言に反映するため、必要に応じて市民との意見交換の場等を設けるものとします。



## 議会基本条例振り返り

- ・平成23（2011）年度より議会基本条例の検討に取り組む
- ・平成27（2015）年度に「議会改革等協議会」設置
- ・平成29（2017）年度より議会運営委員会で議会基本条例の策定作業を進める。
- ・平成30（2018）年度に条例素案及び逐条解説を取りまとめた後、
- ・令和元（2019）年、市民との意見交換会、パブリックコメント
- ・令和2年第1回定例会にて議会基本条例を可決
- ・令和2（2020）年4月1日より施行



# 意見交換会

- ・条例には「市民との意見交換」の規定も盛り込まれる。
- ・条例制定後、第1回目となる「市民と議会との意見交換会」を令和4（2022）年11月27日に実施  
(コロナ対応もありオンライン併用)
- ・議会基本条例と議会改革についての趣旨説明と趣旨説明に対する質疑応答、意見交換

※日常的に改革を進めています。

令和5年度は計14回の議会運営委員会を開会（懇談会含む）



# 前回の意見交換会振り返り

## 主なテーマ

- (1) 議会基本条例
- (2) 議会改革
- (3) その他

特に市民との関わりが深いと考えられる項目について、意見交換会のテーマとしました。



もっと知りたい！ 議会のこと

## （1）議会基本条例



## ① 「会議等の公開」（第4条）

- この条項は、議会における会議を原則公開としたものです。議会における議論を公開することによって、意思決定のプロセスを市民に理解しやすくすることを目的としています。また議論の過程をわかりやすくするため、傍聴者に対する環境整備に努めることも規定しました。



## ② 「市民との意見交換」（第9条）

- ・この条項は、市民の声を政策に反映することを目的として規定しました。
- ・これまで常任委員会などにおいて、市民との意見交換を隨時行い、議会活動の糧としてきましたが、改めて明文化したものです。
- ・当初は他議会で行われている「議会報告会」として議論を進めてきましたが、一方通行の報告とならないようにするため、意見交換会として実施することを定めました。



# 以降の議会における意見交換会の検討

## 【課題】

意見交換会の定期的開催

## 【提案内容】

前回の例から会場確保、議会だよりへの掲載に半年程度かかるため、定期的開催をルール化しておかないと開催できない。例えば、毎年11月に行う。議運が中心で全議員の参加は求めない。

できれば広聴委員会設置、若しくは議運を担当にするなど、主催者を決めておく。

## 【検討結果】

令和5（2023）年10月17日の議会運営委員会懇談会において、意見交換会を定期的に開催することで決定した。また、令和6（2024）年4月16日の議会運営委員会懇談会において、令和6年度の意見交換会は同年11月23日に開催することで決定。

※委員会では隨時行っています。



### ③ 「請願及び陳情における提出者の意見聴取」（第10条）

- ・請願・陳情とは、市政などについて、直接市議会に要望する制度です。
- ・請願は法に基づく一定の手続が必要ですが、陳情は法によらず、簡素化した手続のみで行うことができます。
- ・本市議会では、いずれも大事な意見・提案として受け止め、審議に努めてきましたが、改めて、市民からの請願・陳情の位置付けを明確化し、また提案者の意図を正しく把握するための意見交換の場を確保することを規定したものです。



## ④ 「広報広聴の充実」（第18条）

- ・「広報」は、議会の活動を幅広く市民に知っていただくため重要な活動です。
- ・「広聴」は議会活動が市民に伝わっているのか、議会の意思決定が住民福祉の充実に寄与しているのかなど、議会活動の向上に必要な活動です。
- ・日々進歩を続ける情報発信ツールを活用しながら、広報広聴活動の充実に努めていく原則を定めています。



# 以降の議会における広聴広報の検討

## 【課題】

- (1) 広報委員会の設置規程と所管事項の見直し
- (2) 広報公聴の充実
- (3) 議会広報の充実



## もっと知りたい！議会のこと

### 【提案内容】

(1) 広報広聴、特に広聴の役割が一層増大しており、条例に位置付けたものの、その役割（何をするのか、どの程度やるのか等）の議論がまとまっていない。議運で扱うべき内容との役割分担も明確ではない。また、中期的な見通しを立てて活動する必要性が出てきている。

- ・議運との役割分担について検討
- ・欲張る必要はないが、任期ごとに目標を立てて着実に進めるための計画づくり
- ・SNS活用
- ・駅前や公共施設等でのPR活動
- ・市民意見交換会開催との連動
- ・議会だよりのあり方検討

(2) 広聴について、広報委員会が担当するのか具体的に決定する。傍聴者の意見を聞く機会の検討を行う。

(3) SNS発信、動画による発信など、費用をかけずに行う。



## 【検討結果】

令和 6 (2024) 年 5 月 2 日の議会運営委員会懇談会において、一般質問の動画作成についての課題を精査すること等、継続して協議することを引き継ぐこととした。

- 議会だよりリニューアルを来年度実施
- 子ども議会（中学生議会）を令和 6 年 8 月に開会。7 年度も開催予定。
- ・動画による発信は検討中。



## ⑤ 「政務活動費」（第22条）

- ・全国的に政務活動費の不正使用が指摘をされる中、使途を明確にし、かつ不適切な使用を行わないことを規定しました。
- ・具体的な基準等については別途定めています。



もっと知りたい！ 議会のこと

## （2）議会改革



## ①インターネット中継

- ・従来のインターネット中継は、本会議・予算特別委員会・決算特別委員会
- ⇒新型コロナウイルス感染症により傍聴の制限が実施されたため、4 常任委員会及び外環道路特別委員会のインターネット中継を実施



## ②傍聴者のスマホ・タブレットの使用

- 傍聴者による電子機器の使用は、従来認められていましたが、昨今の電子機器の利用普及を鑑み、会議に支障を来さない限りにおいて認めることとしました。



### ③傍聴者への資料・アンケート配付

- ・議論の内容をより理解しやすくするため、傍聴者への資料提供を協議しましたが、現状でも一定の資料提供が実施されているため、継続協議。  
⇒議会のサイトで議案、行政報告資料を公開。
- ・傍聴者より会議後の感想や意見をいただくアンケートの実施を協議しましたが、継続協議中。



# 災害時対応

## 【課題】

- ・議会BCPの再検討

## 【提案内容】

- ・現在のフロー図では、感染症に対応しておらず「参集」を前提としている。
- ・参集を前提とせず、オンライン活用を組み込んだフロー図に変更する。
- ・議長が欠けた時の順位の3位以下を「3位：議運委員長、4位：議運副委員長、5位：総務委員長」とする。議会運営は四者協議で話し合うことが多いため（現状は3位総務委員長まで）
- ・経験を踏まえ、全員協議会だけでなく、代表者会議を活用するフロー図に変更する。

## 【検討結果】

- ・「議会BCP行動基準」及び「議会BCP議員向け手引き」を令和6（2024）年5月13日の議会運営委員会において確定し、市議会ホームページに公開するほか、「各会派代表者会議及び議会運営委員会等確認事項集」に記載のある「災害時対応」の「武蔵野市議会業務継続計画（議会BCP）」に追記することで決定した。



## 議員間討議

- 議論のプロセスをよりわかりやすくする、透明性を高めることを目的に、最終的な意思決定の前に議員間での議論を行うことができる仕組みを整理しました。

→議案内容により実施



## 議会基本条例の見直し手続 (検証方法／外部評価)

- ・議会内での検証だけでなく、市民等からの意見や評価も参考に見直しすることや、時期などについて継続して協議中。
- ・議員任期の4年のうち一回は議会で見直しをする



### (3) その他

いただいた意見の抜粋と対応



Q:10条ですが、提案者の意図が正しく伝わっていないと思われる時があります。どのように確保しているのでしょうか？（陳情者の意図）

A:陳情審査時に陳述の場を設け、趣旨を確認しています。

Q:自治基本条例にある行政、議会、市民との関わりの中で議会の果たす役割をどのように捉えていらっしゃいますでしょうか？

A:二元代表制の下で、市の最高意思決定機関の役割を担っており、その意思決定にあたっては市民の声をしっかりと受け止めるべきものと考えます。



Q:市長の反問権について、どう考えるか。

A：「議員の質問が曖昧だったりわかりにくいとき、質問の趣旨をはっきりさせ、議論が明確になるため」議長あるいは委員長の許可を得て反問を行う、としています。

Q：傍聴者も水分を飲めるようにして欲しい。

A:熱中症対策等の観点から認めるものといたしました（蓋つき容器で。）。



Q:

- ・ライブ中継→録画のアップロードが遅い。ユーチューブなどを取り入れ市政に関心を持つ市民を増やしては。タイムリーな話題について議論ができる。
- ・議事録が非常に遅いのでネット公開（録画）を即日公開すべきと思います。
- ・ネット中継でユーチューブの利用は考えていないのか。

A：生中継を行った当日中または翌日中（土曜日・日曜日・休日を除く）に、速報版の映像を配信しています。



- Q:議事録をオンライン検索できるのはすごく便利。ただし、ある時点より古い情報はデータ化されていません。OCR等を使ってどうにかデータ化できないか。
- A：現在、データ化に向けて検討を進めています。



Q:議運と全員協議会のネット中継を実施しない理由は？

- 議会運営委員会は、主に内部協議を扱うこと、緊急の開催などにおいては周知に課題が残るなどの理由でネット中継は行っていませんでした。今後の課題です。
- 全員協議会は検討中。



Q:陳述の順番を冒頭にして欲しい。

A:各委員会で順番を整理できるよう改革を行いました。

Q:議案への議員個人の賛否を公開してほしい。

A:議会HPで公開しています。議会だよりも公開予定です。

Q:市民との意見交換の取り組みをハイブリッド形式で行ってほしい。

A:今回もハイブリッドで行いました。



Q:一問一答形式の導入推進について、どう考えているか。

### 【提案内容】

- ・(1)一括質疑は内容が分かりにくいことや、答弁漏れがある。自席で質疑をするか、回数や時間制限等を具体的に決定する。
- ・(2)一般質問・代表質問で、事前通告によって、一問一答を選ぶことを可能とする制度とする。この場合の時間制限も現在と同じ内容とする。

### 【検討結果】

- ・令和5（2023）年11月30日の議会運営委員会において、次のとおりの取扱いとすることで決定した。
- ・一般質問の質問回数は、壇上で行う本質問1回、自席で行う再質問を6回までとし、答弁漏れの指摘もこれに含める。なお、この取扱いは令和5年第4回定例会から1年間の試行とする。

→試行の結果、再質問を4回から6回へと見直しました。



- ・現在、オンライン委員会、議長選挙等を検討中。
- ・西脇市議会、可児市議会及び取手市議会への視察を実施。
- ・1月に研修会も実施予定。

今回もご意見をお寄せください。

※ワークショップでご意見、ご質問をまとめます。